

判決年月日	平成 1 9 年 9 月 2 0 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成19年（ネ）第10038号		
○特許権に基づく販売差止請求権の不存在確認を求める訴えについて，控訴人の請求を棄却した原判決の言渡後に当該特許権の存続期間が満了し，被控訴人が当該請求権を有しないことを自認していることから，当該訴えは確認の利益を欠くとして，原判決を取り消した上，控訴人の訴えを却下した事例			

（関連条文）民事訴訟法134条，304条，305条

本件は，控訴人が被控訴人との間で，控訴人による控訴人製品（自動定量計量装置）の英国内における販売（以下「本件販売」という。）につき，被控訴人が欧州（英国）特許に係る特許権（以下「本件特許権」という。）に基づく差止請求権（以下「本件請求権」という。）を有しないことの確認を求めた事案である（原審：大阪地裁平成18年（ワ）第6264号）。

原判決（平成19年3月29日言渡し）は，被控訴人の，控訴人は本件特許権に係る通常実施権を有することの確認を求めることができるから，消極的確認を求める本件訴えは訴えの利益がない旨の本案前の主張を排斥した上，控訴人と被控訴人との間における裁判上の和解に基づき，控訴人は被控訴人から本件特許権の実施許諾を受けている旨の控訴人の再抗弁及び，被控訴人が本件特許権に基づき控訴人製品に対して権利行使をすることは信義則に反する旨の控訴人の再抗弁をいずれも排斥して，控訴人の請求を棄却した。

ところが，本件特許権の存続期間は，原判決言渡後である平成19年5月15日をもって満了したため，当審の口頭弁論終結時（同年7月12日）においては，本件特許権の存続期間満了による本件特許権の消滅により，本件販売につき本件請求権を有する旨の被控訴人の抗弁が失当となり，前記の本案の争点（控訴人の上記及びの各再抗弁の成否）は，いずれも実質的な争点でなくなった。

これに対し，被控訴人は，当審において，前記の本案前の主張を撤回した上，新たに，被控訴人は本件販売につき本件請求権を有しないことを自認しているから本件訴えは訴えの利益を欠く旨の本案前の主張を追加した。

本判決は，次のとおり判示して被控訴人の当審における上記の主張を容れ，本件訴えは確認の利益を欠くから不適法であるとの判断をし，本件について本案判決をした原判決を取り消した上，控訴人の本件訴えを却下した。

「一般に，確認の訴えにおいて，確認の利益が肯定されるためには，当事者間の紛争の解決のために訴訟物たる権利関係の存否を判決において確認する必要がある，かつ，確認の訴えによることが当該紛争の解決にとって適切であることを要すると解すべきところ，当該権利関係の存否について被告が争っていないときは，特段の事情がない限り，当該権利関係の存否を判決において確認する必要性を欠くというべきであるから，そのような場合には，当該確認の訴えは，確認の利益を欠くものとして不適法であると解するのが相当である。

これを本件についてみるに，被控訴人は，本件販売につき被控訴人が本件請求権を有しないことを自認しているところ，上記第２において摘示した事実等（注：「基礎となる事実」，「本案の争点及びこれに関する当事者の主張」）をみても，控訴人と被控訴人との間の紛争の解決のために，本件販売につき被控訴人が本件請求権を有しないことを判決において確認する必要があるといえる特段の事情があるとはいえず，その他，記録を精査しても，そのような特段の事情があるものと認めることはできない。

そうすると，控訴人の本件訴えは，確認の利益を欠くものとして，不適法であるといわざるを得ない。」